損害保険のもう一つの役割

－リスクコントロールとの関係と保険関連サービスの今後－

鴻上 喜芳（こうがみ きよし）　長崎県立大学経済学部 准教授

1．はじめに

この１年で痛ましい火災事故が２件発生した。１件は2013年２月８日に長崎市のグループホームで入居者５名が死亡した火災事故、もう１件は2013年10月11日に福岡市の整形外科医院で入院患者等10名が死亡した火災事故である。長崎の火災事故の火元は、発火の恐れがあるとして1991年から製品リコールが行われていた加湿器とみられ、自力避難の困難な高齢者のための施設の防火対策のあり方について論議を呼ぶところとなった。福岡の火災事故の原因は温熱治療器からの漏電とみられ、防火扉が機能を果たさず被害を拡大させた。本稿では、これらの事故を念頭に置きつつ、リスク軽減のために損害保険が果たしうる役割を考察し、さらに保険関連サービスの今後を展望したい。

2．リスクマネジメントにおける保険の位置づけ

上記の火災事故に関して、グループホーム設置者や医院が被った損害は、財物損害（間接損害としての利益損害を含む）と損害賠償責任負担の損害であり、グループホームや医院の経営にあたっては、そうした損害が顕在化するリスクを有していたといえる。リスクとは、広義には「結果が不確実であること」であり、リスクに直面する個人・企業などの経済主体は、一般にリスクを処理したいとの欲求を持つ。リスクマネジメントとは、リスクを何とか人の統制下に置きたいがために取り組む活動であって、リスクマネジメントの国際規格であるISO31000においては、「リスクについて、組織を指揮統制するための調整された活動」と定義されている。そのプロセスとしては、リスク特定・リスク分析・リスク評価等のリスクアセスメントをした上で、適切なリスク対応を行うものとされ、リスク対応の選択肢として、①リスク回避、②リスクテイク、③リスク源除去、④起こりやすさを変える、⑤結果を変える、⑥リスク共有、⑦リスク保有が挙げられている。保険は、契約者から見ればリスクを保険者に移転し、保険者とリスクを共有することとなるため、⑤リスク共有の一つと整理されている[1)]。

伝統的なリスクマネジメント論では、リスクマネジメントの手段はリスクコントロールとリスクファイナンシングに大別され、保険はリスクファイナンシングにおけるリスク移転の代表的な手段と捉えられてきた。そして、リスクへの対処の順番としては、まずリスクの回避や、損失予防（発生頻度の減少）・損失低減（損失規模の減少）といったリスクコントロール策をとった上で、なお残るリスクについて財務的措置を講ずるという意味でリスクファイナンシングを検討するものとされてきた。

まとめると、保険を含むリスク移転はリスク対応の１手段であり、かつ唯一の手段として採用されるべきものではなくその前にリスクコントロール策を講じてリスク量を減じるのが重要であるということである[2)]。冒頭の２例の火災事故では、火災保険や施設（医療施設）賠償責任保険を付保

していれば施設管理者の損害回復は可能であるが、より望ましいのは、製品リコール情報をチェックして製品欠陥の修理をしたり高齢者施設ゆえスプリンクラーを設置したりする、また、24時間通電している機器の漏電対策を講じたり防火扉の作動点検を実施したりする、といったリスクコントロール策がとられることである。そうすれば、火災自体を予防できたか、または損害を低減できた可能性がある。

1）例えば支払限度額が無制限で免責金額なしの保険契約であってリスクが100%保険者に移転されている場合でも、リスク共有の一形態とされている。
2）リスク対応の選択肢としてリスク移転が唯一採用されたとすれば、社会全体で見た場合のリスク量はまったく減少しておらず、保険契約者にとっても割高なコストでリスク対応することとなる。

3．損害保険のもう一つの役割（リスクコントロール促進）

損害保険の主たる機能は、リスク負担機能であって、保険加入者は損害が発生した場合の補償を得ることができる。さらに、損害保険には副次的な機能や効果があることが指摘されており、そのうちの一つが「損害予防と軽減の促進」である[3)]。すなわち、建物へのスプリンクラーの設置は火災発生後の延焼を軽減するが、例えば火災保険のアンダーライティング（引受業務）ではこれらを考慮して保険料を軽減することがあるため、損害保険はリスクコントロールに影響を与え、防災に寄与しているというのである[4)]。本稿ではこの効果に着目し、損害保険がリスクコントロール促進に与える影響を損害保険のもう一つの役割としてとらえ、考察を進めたい。

3）保険論のテキストとして使用される文献では、保険のその他の副次的機能として、①生活・事業の経済的安定、②被害者救済、③精神的安定の確保、④信用補完、⑤資産形成手段、⑥従業員福祉、⑦販売促進手段、⑧資源配分適正化などを指摘するものがある。
4）木村栄一他監訳『損害保険論』p.40。

（1）保険料割引

損害保険商品のうち個人向けや中小企業向けの商品はいわゆるタリフ商品となっており、あらかじめ定められた料率区分（自動車保険においては用途・車種、火災保険においては構造）によって保険料が決定される。そして、同一の料率区分に属するものでもリスク軽減に寄与する要件を備えているものについては保険料割引が設定されている。例えば、自動車保険においてはイモビライザー割引があり、イモビライザーが盗難防止に有効であることから車両保険の保険料が割り引かれる。近年安全装備が普及してきたことにより廃止する保険会社が多くなったものの、以前はABS、エアバッグ、横滑り防止装置などの安全装置が装備されている自動車には割引が適用されていた。火災保険については、現在、オール電化割引、ホームセキュリティ割引などを適用する保険会社がある。また、地震保険においては、耐震等級を有する建物、免震建築物、地方公共団体等による耐震診断で基準を満たした建物は所定の割引がなされる。

自動車や住宅を購入する際に保険料割引を目的にイモビライザー装備車、オール電化住宅、耐震等級建築物を選択する人はいないであろう。しかしながら、視点を変えて、イモビライザー装備車、オール電化住宅、耐震等級建築物を選択することは、交通事故損害、火災損害、地震損害軽減のため、すなわちリスクコントロール実現のためには、極めて効果的であるということができる。それらについての保険料割引制度が設定されているということは、それらがリスク軽減になるということを保険会社の引受成績が立証しているといえるからである。保険加入者は、自身がとるべきリスクコントロール策のヒントを、保険の割引制度から得ることができるといえる。

（2）リスクサーベイ

一定規模以上の企業物件については、料率自由化に伴い保険料は契約ごとに個別に算出されるようになっている。工場など大規模物件の火災保険等の引受けにおいて実施されるのが、保険会社によるリスクサーベイである。保険会社は、引受対象物件を実地調査し、そのリスク実態をもとに引受の可否を判断して保険料を算出する。すなわち、リスクサーベイは、保険会社のアンダーライティングのために実施するリスク調査であって、その調査費用は保険会社負担である。ここで注目したいのは、リスクサーベイがなされた場合、保険契約者にフィードバックされる調査結果には、リスク評価のみならず改善提案が含まれていることである。保険会社から見れば、改善提案に基づきリスク軽減を図ってもらえれば保険引受成績に好影響がもたらされるため、当然の行為である。一方で保険契約者から見れば、この調査結果にはリスクコントロール実施のためのヒントがある。保険契約者が自社内の知見だけでは気がつかない同業他社事例や過去の事故などを踏まえたリスクの洗い出し、改善提案が保険会社のリスクエンジニアからなされるためである。保険契約にあたってリスクサーベイを受けられるような企業にあっては、このリスクサーベイ報告書を自社のリスクコントロール実施に有効に活用することができる。調査コストは保険会社負担であるので、まさに保険がリスクコントロール促進に寄与している例であるといえる。

（3）リスクコンサルティングサービス

リスクファイナンシングである保険を採用する前に、リスクコントロールを実施しリスク量を減じておくことが重要であることを先述した。意識の高い企業は、保険契約とは別に、有料であってもリスクコントロールサービスの利用を考えるであろう。大手の損害保険会社は、グループ内のリスクコンサルティング・リスクマネジメント会社（以下「リスコン社」）を通じてリスクコントロールサービスを提供している。リスクサーベイは、保険引受にあたってのアンダーライティングに必要でかつ保険成績を好転させるという意味で受益者が保険会社であることから保険会社負担でなされているが、保険契約と関係なく純粋にリスクコントロールのために実施したいという企業に対しては、別途有料で提供されている。

リスコン社が提供するサービスは、企業が直面するリスクが多様化していること、さらに対象とするリスクが保険可能リスクにとどまらないことから、多岐にわたっている。例えば、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社のメニューには、リスクコントロール関連サービスだけを取り上げてみても、自動車運転適性診断サービス、安全運転教育、運輸安全マネジメント評価、防災調査、ハザード評価、地震リスクサーベイ、地震 BCM（事業継続マネジメント）、地震対策、風水災リスクサーベイ、落雷対策、防災設計、防災教育、防犯セキュリティ、PL（製造物責任）リスク分析、PL チェックサービス、医療安全、介護安全、労働安全、食品安全、新型インフルエンザ対策、IT セキュリティ個人情報保護等のサービスがある。一例を紹介すると、PL チェックサービスでは、メーカーが作成した製品取扱説明書や警告ラベルのチェックを表示上の欠陥の観点から行う。製品自体に問題がなくとも消費者にとって分かりにくい危険を適切に警告し危険回避方法を表示しておかなければ製品欠陥となることがあるためである。このサービスのニーズは特に輸出製品において多く、取扱説明書や警告ラベルを単に英訳するだけでは不十分である。従って、例えば PL に精通した米国弁護士などに依頼してチェックしてもらうこととなる。

損害保険会社は、自らは保険というリスクファイナンシング手段を提供するとともに、リスクの専門家としてリスコン社を通じてリスクコントロールサービスを提供しているのである。保険とリスクコントロールサービスが車の両輪となれば、単に保険

を利用するだけでは実現できないトータルのリスク量低減が実現する。リスクマネジメントに取り組む企業は、リスコン社が提供するリスクコントロールサービスをうまく利用してリスクコントロールを図っていくべきであろう。

（4）保険会社・リスコン社による情報提供

事故防止、リスクコントロールのために、保険会社またはリスコン社がウェブサイト等を通じて無料で提供している情報もある。個人契約者向けには、主に保険会社から、法人契約者向けには主にリスコン社から提供されている。例えば、東京海上日動火災保険株式会社は、個人契約者向けに、日常生活を事故・災害から守るためのお役立ち情報、ヒヤリハット映像を使用した安全運転情報、火災・犯罪・災害の都道府県危険度マップ、防火・防犯・防災まめ知識などを保険契約者に提供している。また、法人契約者向けには、経営者・リスクマネジメント担当者を対象とした企業リスク情報、リスクマネジメント関連トピックス、リスク関連論文・レポートなどをリスコン社から提供している。

4．米国の状況

（1）米国におけるリスクコントロールサービス

保険大国である米国の保険会社のリスクコントロールサービスは、一般的には以下のような内容である。米国の保険会社では、保険契約の引受権限はアンダーライティング部門が有するが、保険契約者と直接に接してリスク情報を収集し、アンダーライティング部門につなぐのはリスクコントロール部門の役割である。保険会社が行うリスクコントロールサービスは、一般に①物理的調査（Physical Surveys）、②リスク分析と改善、③安全管理プログラミング（Safety management programing）である。物理的調査では、現場調査や管理者とのインタビューを通じて、顧客企業のエクスポージャー（損失リスク）に関するアンダーライティング情報（建物構造、現場図面、設置されている防火システム等）、物理的ハザード（危険要因）、リスクコントロールに関する経営者の関与・従業員の姿勢などを評価する。リスク分析と改善では、顧客企業の損害歴を分析し、ハザードを減少させる方法について勧告する正式な文書を提出する。安全管理プログラミングは、より高度なスキルを有するシニアスタッフメンバーが調整役となり、顧客企業によるリスクコントロール目標の確立・適切なリスクコントロール方法の実行・プログラムの監視手順の設定などを援助する。このようなリスクコントロールサービスは、新規契約のみならず、継続契約でも数年ごとに行われており、改善提案に基づく改善や安全管理プログラムの確立などがなされた場合には、アンダーライティングにも反映されている。なお、一般論として米国の保険契約者がすべからくこのようなリスクコントロールサービスを受けているわけではない。どの範囲の顧客にまで提供するかは、個人保険・企業保険の引受割合、保険契約者の規模、保険対象物件のエクスポージャーの規模などに基づき、基準を個々の保険会社が決めているようである。

個別に見てみると手厚いリスクコントロールサービスを提供している保険会社もある。ファクトリー・ミューチュアル社（FM 社）を中核とするFM グローバルグループは、財産保険とロスプリベンションサービスを提供する相互会社形態の保険グループである。FM 社は1835年に製粉会社オーナーZachariah Allen が設立したのが起源であることから、工場の財産保険引受けに豊富な経験を有し、現在でもグループのミッションには、「財産ロスの発生可能性を最小化する」ことを掲げている。保険相互会社は、保険契約者によって会社が所有される保険独特の会社形態であることから、株式会社形態の保険会社が保険引受による利益追求をめざすのとは異なり、保険契約者の損失防止を第一義としているのである。従って、FM グローバルグループは、すべての契約者に現場リスク調査を受けることができると案内しており、調査結果は

リスクレポートにまとめられ、それをもとに契約者とともに効果的なリスクマネジメント戦略を構築する支援を行っている。また、永年にわたり企業財産保険を扱ってきた経験に基づき、財産損失防止のガイダンスとなる “FM Global Property Loss Prevention Data Sheets” を開発し、契約者に提供している。シートは「建物」、「スプリンクラー」、「給水設備」など17の対象物ごとにシリーズ化されている。

また、米国のリスクコントロールサービスで特徴的なのは、サービス提供者が保険会社のみにとどまらず、保険ブローカーや大型の保険代理店（エージェント）の中にも保険会社に劣らない内容のサービスを提供するものがあるということである。米国においては、個人物件は保険会社の代理人であるエージェントが、企業物件は中立的またはどちらかというと保険契約者の立場で仲介をするブローカーが保険契約仲介の主たる役割を担っている。ブローカーの役割は、①リスクの識別、評価および処理、②保険会社の選定、③保険契約の締結、④保険金請求の処理であり、ブローカーは顧客企業のリスクを熟知したうえで保険で処理されるべきリスクを選別し、保険契約を仲介するのである。この過程において、ブローカーは保険によらないリスク軽減法、すなわちリスクコントロールをアドバイスすることができる。リスクコントロールはブローカーの本来の仕事ではないが、リスク処理方法の多様化・高度化に伴いブローカーが担う新しい分野としてその重要性は増してきているのである。

このように、ブローカーやエージェントもリスクコントロールサービスに関わるという事情から、米国では保険会社によるリスク専門家向け情報提供も充実している。例えば、youTalkinsurance というウェブサイトがあり、参加保険会社が直接提供する保険・リスク関係の情報を、誰でも無料で見ることができる。参加保険会社は、ACE、AIG、アリアンツ、アビバ、アクサ、三井住友海上、QBE、RSA、XL、チューリッヒ等である。提供されている情報は、製造物責任、会社役員賠償、環境、テロ、サイバーセキュリティなど専門性の高いリスクについても及んでおり、ブローカー・エージェント、企業のリスク担当者などがリスクコントロール知識を習得するため参考にしている。

（2）日米比較

保険に付随するリスクコントロールサービスが保険会社負担で提供されるのは、ある程度の保険料規模を有する企業に限定されるということについては、相互会社形態の一部の例外を除いて現在の日米で大きな差異はない。米国においてブローカー負担でなされるサービスについてもまた同様である。保険契約者でない企業からの依頼や、保険付随で提供されるサービス以上の高度なサービスの依頼に対して、リスクの専門家としてリスクコントロールサービスを保険会社・リスコン社が提供しているという点についても、現在の日米で大きな差異はない。

しかしながら、その昔保険会社が自前の消防団を持ち保険契約者に生じた火災のみを消火していたという歴史を持つ海外の保険先進国と、保険制度自体が明治になって初めて導入され、火災保険や自動車保険については大企業物件であってもつい最近まで各社横並びの保険料が適用されていた日本では、リスクコントロールサービス提供の歴史が違う。リスク調査がアンダーライティングに直結していた海外保険会社ではリスクコントロール部門が大きな役割を果たしてきたのに対し、算定会料率でアンダーライティングにさほど気を遣わなくてもよい日本では販売に注力する営業部門が大きな役割を果たしてきたのも、その帰結であろう。大手保険会社によるリスコン社の整備で、リスクファイナンスとリスクコントロールを保険会社グループとして提供するという体制は整ってきたが、例えばリスク調査に伴う改善提案（リコメンデーション）に基づくリスク軽減の保険料への反映などは、日本では料率自由化の歴史の浅さから十分確立しているとはいえないようである。保険料軽減がリスクコントロール実施のインセン

ティブとなりうるかに関しては、未だ海外と大きな差があるといえる。

5．まとめ

（1）リスクコントロール促進機能の今後

冒頭の２つの火災事故例において、損害保険の有するもう一つの役割であるリスクコントロール促進はどう機能するのであろうか。両例とも法人契約ではあるものの、付保対象物件としては規模が小さく、また一般物件でエクスポージャーが複雑ではないため、保険会社が費用負担して現場リスク調査をすることはほぼ期待できない。これは、リスクコントロール促進機能で先行する米国においても、相互会社において一部例外はあるが同様である。ならば、グループホーム設置者や医院が保険料とは別にさらにコストをかけて防災診断・ロスプリベンション等の有料リスクコントロールサービスを受けるだろうか。規模が小さいためにこれも現実的ではないだろう。唯一保険に伴うリスクコントロール促進を機能させることができるとすれば、保険の引受・更改に携わる保険代理店ではないだろうか。小規模物件においては、保険代理店が保険販売に加え、保険のもう一つの役割であるリスクコントロール促進を機能させて活躍する余地が十二分にある。そのためには、各保険会社やリスコン社は、代理店向けのリスクコントロール関連教育をより充実させ、さらには米国で見られるような保険会社横断的なリスク専門家向けリスクコントロール関連情報提供を充実させる必要があろう。

さらに、リスクサーベイを行うような大規模物件においては、契約者によるリスク軽減努力のインセンティブとなるよう、リスク調査に伴う改善提案に基づくリスク軽減を保険料に反映させる仕組みの確立を着実に進めていく必要があろう。

（2）保険関連サービスの今後

近年、保険業が今後の事業展開にあたって意識しなければならない行動原則が２つ公表された。2012年６月の国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）の「持続可能な保険原則」（Principles for Sustainability Insurance:PSI）と、2011年10月の日本国内の「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」がそれである。PSI の原則１は「保険事業に関連する ESG（環境・社会・ガバナンス）問題を意思決定に組み込む」であるが、その実施例として「リスク管理や引受に ESG 問題を組み込む」が掲げられている。21世紀金融行動原則の保険業務ガイドラインには、切り口として「本業の商品・サービスの開発において環境・社会への配慮を組み込む」が挙げられ、その例として「現状の保険引受・料率算定プロセスと ESG 問題の関係性を評価」が掲げられている。共通するのは、保険の引受けにあたってリスクのみに基準をおくのではなく、ESG 問題に良い影響を与える引受けをしていくことが標榜されていることである。

本稿では、保険のもう一つの役割としてリスクコントロール促進を取り上げたが、今後は、顧客企業の ESG 配慮行動を促進することが、保険のもう一つの大きな役割になっていくと思われる。さらに、リスコン社は、企業の ESG 配慮行動促進に資するコンサルティングサービスをさらに充実させていく必要があるだろう。

【参考文献】
・木村栄一他監訳『損害保険論』有斐閣，2006年。
・鴻上喜芳「損害保険会社の CSR」『保険学雑誌』第617号，2012年。
・損害保険事業総合研究所『アンダーライティング Ⅰ』2012年。
・日吉信弘『保険ブローカー』保険毎日新聞社，1994年。
・保険教育システム研究所翻訳『米国認定損害保険士（CPCU）翻訳シリーズ　CPCU 520保険運営と規制（その２）引受業務・ロスコントロール・再保険』日企，2004年。
・FM Global ウェブサイト http://www.fmglobal.com/。
・youTalkinsurance ウェブサイト http://www.youtalk-insurance.com/。